

授業コード	JP12210010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	民法総合演習 I (民事取引法総合演習①) (甲)		
英語科目授業名	Civil Law Seminar 1		
科目ナンバー	JAEPR8808	必修・選択	必修
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名 (代表含む)	森山 浩江		
科目の主題	本演習は、民法総則・物権法・債権総論の領域に属する若干のテーマを選び、実務において必要とされる力を涵養するために、包括的かつ具体的な素材としての判例を読み込む作業を中心とする。		
授業の到達目標	対象判例を読む作業を通じて、これまでに学習してきた民法の基本知識を事案に即して確実に身につけるとともに、これを具体的な問題解決に応用するための礎となる力をつける。また、債権法改正による変化がある事項については、その知識を正確にするとともに、改正に伴い注意すべき点を確認する。		
授業内容・ 授業計画①	<p>【授業内容】 本演習は、指定した対象判例を、包括的かつ具体的な素材として第一審から通して読み込む作業が中心となる。 本演習で判例を扱う目的は、重要判例の要旨を暗記することではない。具体的な事例における法的関係の取り上げ方、原告と被告の主張の応酬、当事者の主張する解決と裁判官による判断の違い、裁判官の間で判断が異なる場合にはその違い、また、具体的な事例についての解決はどのように理論的に示されるか等々、実務において必要とされる力を涵養するために必要不可欠な多様な作業を行うことが中心となる。 そのため、本演習は、対象とする判例における両当事者の主張の応酬、事実認定、これらに即しての各審級での判断、判決における理由付け等を、予習レジュメに即して読み込んできたことを前提として行う。2年次前期の「民事訴訟実務の基礎」で学んだ要件事実論の基本について復習し具体的なイメージを持つとともに、実体法との関係を捉える機会でもある。また、扱うテーマによっては、関連する重要事項を確認したり、新しい判例の展開を補足的に取り上げることも行う。 なお、第1回のイントロダクションは、本演習の目的を具体的に理解して第1回以降の学修を果のものとするため重要であることに留意されたい。 本演習の対象領域は民法総則・物権法・債権総論であるが、物権法のうち、用益物権・担保物権は本演習の対象外とする(民法総合演習IIの対象である)。また、債権総論のうち、金銭債権・利息債権・保証債務を主とするテーマも同様に、本演習の対象外とする(同上)。</p> <p>【授業計画】 ※〔 〕内の数字は、配布する判例の資料集の頁である。なお、対象判例は変更することがある。</p> <p>1) イントロダクション 2) 取得時効 最判平成8. 11. 12 (民集50巻10号2591頁) [11] 3) 時効の援用権者 最判昭和42. 10. 27 (民集21巻8号2110頁) [53] 4) 錯誤 最判平元. 9. 14 (家月41巻11号75頁) [資料集掲載なし] 5) 94条2項の類推適用 最判平成18. 2. 23 (民集60巻2号546頁) [105] 6) 代理1 最判昭和51. 6. 25 (民集30巻6号665頁) [126] 7) 代理2 最判平成5. 1. 21 (民集47巻1号265頁) [148] 8) 177条の「第三者」 最判平成10. 2. 13 (民集52巻1号65頁) [249] 9) 債権の目的 最判昭和30. 10. 18 (民集9巻11号1642頁) [274] 札幌高函館支判昭和37. 5. 29 (高民15巻4号282頁) [282] 10) 債務不履行と損害賠償 最判昭和47. 4. 20 (民集26巻3号520頁) [286] 11) 詐害行為取消権 最大判昭和36. 7. 19 (民集15巻7号1875頁) [323]</p>		

授業内容・ 授業計画②	1 2) 相殺 最判平成25. 2. 28 (民集67巻2号343頁) [資料集掲載なし] 1 3) 弁済による代位・誤振込による預金債権の成否 最判昭和59. 5. 29 (民集38巻7号885頁) [357] 最判平成8. 4. 26 (民集50巻5号1267頁) [340] 1 4) まとめと復習 1 5) 期末試験
事前・事後学習 の内容	毎回、予習資料のガイドに沿って、必ず対象判例を読み込んでくること。 各回の事後学習については、毎回配布する資料の末尾に示しているポイントについて復習し、理解・知識を確実にしておくこと。
評価方法	相対評価 学年末の試験 80% 授業における参加状況（発言等参加や学習への積極性の評価を含む） 20%
受講生へのコメント	判例を読むのは最初は大変ですが、毎回予習をすれば要領がわかってきます。慣れることが大事です。実務家になるには、長い事案や文章を読み解く作業は決して避けて通れないことを肝に銘じ、腰を据えて取り組みましょう。
教材	『民法判例百選I 総則・物権（第8版）』（有斐閣・2018年） 『民法判例百選II 債権（第8版）』（有斐閣・2018年） 判例は資料集として配付したものを中心とする。 ※その他のものにつき、後記科目のガイダンス等において新たに指示することがある。